

平成 30 年 3 月 16 日

福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の更新

福岡県太宰府市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の太宰府市「歴史と文化の環境税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	* 有料駐車場に駐車する行為 * 有料駐車場…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時駐車場を除いたもの
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50 円 乗車定員 10 人以下の自動車 100 円 乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車 300 円 乗車定員 29 人超の自動車 500 円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（平年度）80 百万円
非課税事項	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	（平年度）2.4 百万円
課税を行う期間	3 年間（平成 30 年 5 月 23 日～平成 33 年 5 月 22 日）

- ・平成 29 年 12 月 19 日 太宰府市議会にて改正条例案可決
- ・平成 30 年 1 月 16 日 総務大臣協議
- ・平成 30 年 3 月 16 日 総務大臣同意

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659